

令和4年度「市長と話し合う会」

令和4年12月18日

1. 開会

☆事務局

皆さま、大変長らくお待たせいたしました。

本日は、公私ともご多用の中、「市長と話し合う会」にご参加くださいます。誠にありがとうございます。最初をお願いでございますが、この会は一般公開となっております。主な内容を広報の場に掲載するため、担当の職員が写真撮影及び録音をいたしますので、ご了承いただきたいと存じます。

また、携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は大変恐縮ですが、マナーモードに設定をお願いいたします。

それでは、ただいまから「市長と話し合う会」を開催させていただきます。

初めに、田中市長よりご挨拶を申し上げます。

2. 市長あいさつ

☆市長

大変寒い中、こうして「市長と話し合う会」を開催したところ、休日にもかかわらず、ご参加いただきまして誠にありがとうございます。

急にまた寒くなってきて、九州では鹿児島や福岡で雪が降っているとか、寒波が相当こちらの方に入り込んでいるみたいで、関東の方もこれから大分寒くなってくると思いますけれど、どうか皆さま方、くれぐれも健康に留意され、風邪を引かないように一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

日頃より市政につきまして、ご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

それでは、私から本市の取り組んでおります諸問題を簡単に触れさせていただきたいと思ひます。

はじめに、我が国の経済はウィズコロナの下、社会経済の正常化が進みつつある一方で、原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料品等の価格上昇が国民生活・事業活動に大きな影響を及ぼしております。

本市といたしましては、大きな影響を受けている市民及び市内企業の皆さまを支援するための事業を進めております。いくつかの進捗状況を申し上げますと、高校生等までの児童一人に対し、市内登録店舗で利用可能な1万円分の商品券を配布する「子育て応援チケット配布事業」を、10月27日から郵送による配布を実施しております。

また、農業者や営農組織等に対し補助金を支給する「肥料等物価高騰に伴う農業者支援事業」につきましては、11月1日より受付を開始しており、また、市内に事業所を有する

運送事業者等に「茂原市運送事業者等支援金」を支給しております。

さらには、今後の取り組みとして、燃えるごみ専用袋を市内全世帯に配付する「燃えるごみ専用袋配付事業」等の実施を予定しております。

世界規模の物価高騰は当面継続するとみられておりますので、今後も引き続き関係機関と連携を図りながら、市民及び市内企業の皆さまを可能な限り支援してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、10月17日から、初回接種を完了した12歳以上の方を対象に、オミクロン株対応ワクチンの接種を実施しております。接種方法につきましては、医療機関での個別接種に加え、18歳以上の方につきましては、茂原ショッピングプラザアスモを会場とした集団接種を引き続き実施しております。

また、生後6カ月から4歳までの乳幼児を対象に、乳幼児用ワクチンの初回接種を、5歳から11歳までの初回接種を完了した小児を対象に、小児用ワクチンの追加接種を実施しております。

この冬においては、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されておりますので、重症化リスクの高い高齢者をはじめ、若い方にもワクチン接種をご検討していただければと思っております。

続きまして、本日の最初のテーマであります「高齢者福祉・医療について」です。

まず、高齢者福祉についてですが、茂原市の高齢化率はおよそ34%となっております。今後も伸びていくことが想定されております。高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続できるようにするため、ますます重要性が高まると考えております地域包括ケアシステムの推進に取り組んでまいります。

次に、高齢者医療についてですが、年々増加していく、被保険者に比例し、医療費も増加しているところですが、病気の早期発見、早期治療による医療費抑制につなげるため、関係機関と連携し、健康診査や短期人間ドック補助などを実施しております。

また、各種がん検診や予防接種の助成も実施しており、いつまでも健やかに住み慣れた地域で自立して生活ができるように努めております。

続きまして、2番目のテーマである「空き地・空き家対策について」です。

まず、空き地対策についてですが、市民の皆さまの良好な生活環境の保全を図るため、「茂原市ポイ捨て防止条例」や「茂原市空き地に係る雑草等の除去に関する条例」に基づき、不法投棄や雑草等の対策を推進しており、必要に応じて千葉県や警察、消防署、地元自治会の皆さまと連携して取り組んでおります。

次に、空き家対策についてですが、空き家の庭木の枝が道路に越境し、通行の妨害になるというものから、倒壊の危険性が高く、隣家の住民等の生命に重大な危害を及ぼすものまで多種多様でございますが、改善指導を実施するとともに空き家を発生させない施策にも取り組んでいるところでございます。

空き地・空き家対策は、近年社会的にも大きな問題として取り上げられており、重要な

問題と認識しております。

今後も市民の皆さまからの相談等に応えられるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、3番目のテーマであります「水害対策（河川・内水）について」でございます。

本市では、平成以降4度の大きな浸水被害を受けており、特に、令和元年10月25日の大雨では、二級河川一宮川など数カ所の河川堤防から越水等が生じ、3名の尊い命が失われ、平成以降最大の3,600戸以上の住宅等が床上床下の浸水被害を受け、また、JR外房線の一部運休や、国県道を含む主要な道路が長時間に渡り冠水し、交通網は麻痺状態になり、集落が孤立するなど、多くの住民生活に大きな影響が生じました。

このようなことから、現在、千葉県において、二級河川一宮川や赤目川等の河道改修や調節池の整備を進めているところでございます。

また、本市においても内水対策として、排水ポンプの整備等を実施しております。

今後も千葉県と連携し、早期に浸水被害の軽減が図れるよう取り組んでまいります。

以上、本市における取り組みについて簡単ではございますが、触れさせていただきました。

この後、各テーマに沿って担当から具体的な内容を説明させますので、皆さまの忌憚のないご意見、ご要望を聞かせていただきまして、実り多い会としてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はご苦勞様でございます。

3. 市側出席者紹介

☆事務局

ありがとうございました。

続きまして、市側の出席者をご紹介します。

豊田副市長でございます。

内田教育長でございます。

鈴木総務部長でございます。

齋藤企画財政部長でございます。

田中市民部長でございます。

渡邊福祉部長でございます。

飯尾経済環境部長でございます。

渡辺都市建設部長でございます。

中村教育部長でございます。

牧野公立長生病院事務部長でございます。

白井都市建設部次長でございます。

高橋都市建設部次長でございます。

柴崎公立長生病院事務部次長でございます。

新木国保年金課長でございます。

川崎健康管理課長でございます。

白井高齢者支援課長でございます。

菊池環境保全課長でございます。

事務局でございますが、

菅谷総務部次長でございます。

中田企画財政部次長でございます。

私、秘書広報課長の吉田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、はじめに、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

まず、次第が 1 枚、その次に、それぞれのテーマごとの資料をクリップでまとめております。一番上に「高齢者福祉・医療について」の資料が 3 部、次に「空き地・空き家対策について」の資料が 2 部、最後に「水害対策（河川・内水）について」の資料が 1 部となっております。また、アンケート用紙を 1 部配布させていただいております。

よろしいでしょうか。不足等ございましたらお申しつけください。

4. 議事進行者指名

☆事務局

それでは、会を進めさせていただきます。

広報等でご案内させていただきました通り、今年度はテーマを設けて実施いたします。テーマについては、茂原市自治会長連合会と協議し、1つ目のテーマを「高齢者福祉・医療について」、2つ目のテーマを「空き地・空き家対策について」、3つ目のテーマを「水害対策（河川・内水）について」とさせていただきます。各テーマとも担当部長より説明を 10 分程度行った後、ご質問やご意見等を 30 分程度お伺いし、1つのテーマを 40 分程度で終了とさせていただきます。

説明の際、映像を前方のスクリーンに映します。大変申し訳ございませんが、映像が小さく見づらい場合には、お手元に配付いたしました資料をご覧くださいますようお願いいたします。

また、テーマとテーマの間には休憩を 5 分程度とらせていただき、テーマがすべて終了しましたら、最後に市長から総括を予定しております。終了予定時間は 16 時とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、最初のテーマ「高齢者福祉・医療について」の中で、後期高齢者医療制度、後期高齢者の健康診査についての説明がございますが、こちらにつきましては、高齢者の中でも 75 歳以上の方が対象となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これから先の進行は、お2人の方をお願いしたいと思います。あらかじめ茂原市自治会長連合会の役員の方をお願いしておりますので、指名させていただきます。

議事進行者を茂原市自治会長連合会の宮本副会長、同じく、松本副会長をお願いしたいと存じます。お2人は、前の席にお進みください。

それでは、よろしく願いいたします。

◆司会

只今、ご紹介をいただきました、自治会長連合会副会長の宮本と申します。よろしく願いいたします。

◆司会

同じく、自治会長連合会の松本でございます。よろしく願いいたします。私は高師地域の出身でございます。それでは、よろしくをお願いしたいと思います。

では、早速始めさせていただきます。会を始める前に、皆さま方に何点かお願いがございます。本日はテーマを3つ設けております。最初に、テーマに対して市側の説明をお聞きいただいた後に、説明内容等、テーマに関連した質問やご意見等をお伺いいたします。

次に、発言方法でございますが、発言なさる方は必ずお名前、または団体名をおっしゃってください。

また、できるだけ大勢の皆さまより、ご質問をいただきたいと思っておりますので、お1人のご質問は1問まで、3分以内でまとめてご発言をお願いしたいと思います。最後に先ほど事務局にお話ございましたが、本日の「市長と話し合う会」は、15時50分ごろから市長の総括をいただいて、終了予定時間は16時を目安とさせていただいておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。進行につきましては、皆さまのご協力をよろしく願いいたします。

それでは、始めたいと思っております。

まず、最初に1つ目のテーマ「高齢者福祉・医療について」、担当部長より説明をお願いいたします。

5. テーマ1 「高齢者福祉・医療について」

☆福祉部

福祉部の渡邊でございます。よろしく願いいたします。座らせていただきます。

私の方から高齢者福祉の中から中心となっております、介護保険制度と地域包括ケアシステムについてご説明させていただきます。

はじめに介護保険制度は、介護が必要になり介護サービスを利用した場合に、費用の一部を負担するだけで済むようになる保険制度でございます。介護保険の対象者は、40歳以上の方でございますけれども、第1号被保険者の方で介護が必要になった場合や、40歳か

ら64歳の第2号被保険者につきましては、一定の条件を満たす場合に介護サービスを利用することができるものでございます。

介護保険の必要経費を賄う財源につきましては、第1号被保険者の保険料が23%、第2号被保険者の保険料が27%、公費、国県市の負担が50%となっております。

第1号被保険者の保険料の納付方法につきましては、原則として、左側の上段になります。国民年金や厚生年金などからの保険料を天引きする特別徴収という方法でございまして、65歳になったばかりの方につきましては、特別徴収をすることができるようになるまでの、およそ6ヶ月前後ですね、普通徴収と言いまして、納付書を使って、銀行やコンビニなどで支払っていただくことをお願いしております。

介護や支援が必要かなと思われましたら、要介護要支援認定の申請をしていただきます。これは、本人や家族からの申請はもちろんですが、市内に4つあります地域包括支援センターや、居宅介護支援事業所に代行してもらうこともできます。こちらの申請がありますと、市の認定調査員がご自宅等にお伺いいたしまして、聞き取り調査をする認定調査をしながら、市役所が病院の方に主治医の意見書の作成を依頼いたします。

調査結果等の資料によりまして、コンピューターによる一次判定や医師、介護事業関係者などによりまして二次判定によりまして審査が行われます。長生郡市につきましては、広域市町村圏組合が郡内の市町村をまとめて、介護認定審査会を実施しております。審査の結果によりまして、要介護1から5、また、要支援1、2、あるいは非該当という認定がなされまして、ご本人宛てに通知の方をいたします。この結果によりまして、介護サービスや介護予防サービス、また介護予防日常生活支援サービス事業を利用することができるようになります。

資料の6ページから10ページ、こちら後ほどご覧いただきたいと思っておりますけれども、6ページと7ページには介護サービス、8ページには介護予防サービスが掲載されております。9ページには、介護サービスや介護予防サービス共通ですけれども、福祉用具のレンタルとか、住宅改修のサービスが掲載されております。10ページにつきましては、介護予防日常生活支援サービス事業が掲載されております。

続きまして、地域包括ケアシステムについてご説明させていただきます。

地域包括ケアシステムにつきましては、高齢の方、高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が継続できるように、介護保険制度のサービスだけでなく、その他の保障制度や地域住民などの多様な社会資源を本人が活用できるようにして、包括的継続的に支援することを、地域包括ケアと呼んでおります。

これを実現するために、医療とか介護等の専門職から住民一人一人のさまざまな力を合わせて対応していこうという体制を、地域包括ケアシステムと呼んでおります。

こちらは、地域包括支援センターについてでございます。地域包括支援センターにつきましては、介護保険法で定められている施設でございまして、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点となる施設のことでございます。

茂原市では、市内を横に区切る形で本納、中央、茂原、南という4つの日常生活圏域に分けております。それぞれに地域包括支援センターを置いております。

こちら地域包括支援センターの構成図になっております。それぞれの地域にあります4つの地域包括支援センターのほかに、市役所の高齢者支援課の中に、地域包括支援室というのがあります。こちらは、基幹方の地域包括支援センターといたしまして、4つの地域包括支援センターの指導とか、サポートとかを行っておりますので、皆さんの方で関わることが多くなるのは、お住いの地域の4つ設置しております、それぞれの地域包括支援センターになります。

地域包括支援センターには、保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士の3種類の専門職が配置されております。

それぞれの専門職の役割ですけれども、保健師につきましては、健康相談や介護予防の相談、また、介護予防サービスの計画の作成を担当しております。主任ケアマネージャーにつきましては、介護全般の相談や地域にいるケアマネージャーの相談や指導を行っております。社会福祉士につきましては、生活の問題や権利を守るための相談対応を受け持っております。

また、少し飛ばさせていただきますが、18ページから24ページにつきましては、業務の一例の方を掲載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

25ページと26ページですけれども、こちらは地域包括支援センターとの連携についての例を掲載してございます。ご自分に関することでも、ご近所のことに関することでも、高齢者やそのご家族のことなので、困り事がありましたら、遠慮せずにご相談いただきたいと思っております。

介護保険制度と、地域包括ケアシステムにつきましては、以上ですけれども、こちら福祉部の方からお知らせをさせていただきたいと思っております。

1つ目は、認知症高齢者の見守りシールについてです。高齢者が普段身に付けている衣服や靴などに、このシールを貼っていただきますと、迷子になってしまった時に発見した方が、QRコードをスマートフォンで読み取ることで、介護者とインターネット上の伝言板を通じてやりとりすることができまして、発見から保護からご帰宅までを迅速に行うことができるというシステムでございます。身近にご心配な方がいらっしゃる場合は、ぜひ登録の方お願いいたします。登録の時には電子メールを受け取れる方が1人は必要となっております。また、心配の方がいらっしゃる場合もこのシールを覚えておいていただきまして、迷子の方を発見した時は、シールが無いか探していただくということもお願いしたいと思っております。この資料の右下にQRコードがありますけれども、こんなマークですけれども、資料右下にあるQRコード、こちらの方を直接読み取っていただきますと、高齢者見守りシールの説明の動画を見ることができますので、後ほどお試しくださいと思っております。

2つ目のお知らせは、フレイルチェックについてです。フレイルという言葉は、身体の機

能等が衰えた状態のことを言いまして、フレイルチェックを受けることで、ご自分の状況を確認いただくものでございます。お仲間やグループ等でお申し込みいただきまして、2時間ほどかかってしまいますけれども、ぜひチェックを受けていただきたいと思います。また、このフレイルチェックにつきましては、半年ごとに、受けていただくことをお勧めしているところでございます。お仲間等で5名から20名程度のグループで申し込みいただきまして、おこなっていますけれども、5名そんなに集まらない場合でも、ご相談いただければ、柔軟に対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますけれども、介護保険制度と地域包括ケアシステムについての説明の方、終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、高齢者医療について、ご説明をさせていただきます。

☆市民部

市民部の田中です。私の方から、高齢者医療につきまして説明をさせていただきます。申し訳ありませんが、着座にて説明させていただきます。

先ほど、事務局から説明がありましたけれども、本日は75歳以上の後期高齢者に限定して説明の方をさせていただきます。

はじめに、後期高齢者医療につきまして、その概要を簡単にご説明いたします。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月に創設され、75歳以上の方が加入する国で決められた保険制度でございます。千葉県後期高齢者医療広域連合が運営元となりまして、各市町村において事務を進めております。被保険者の負担割合といたしましては、1割負担と3割負担に加えて、今年10月から2割負担が追加されました。これは、医療費が増え続けていること、また、現役世代の負担を抑制するためのものでございます。各市町村の事務といたしましては、納入通知書や保険証の発送、健康診査、人間ドック等の保健事業を広域連合より委託され実施しているところでございます。

次に、各種検診等につきまして、簡単にご説明させていただきます。

健康管理課では、75歳以上の方を対象とする後期高齢者健診と、各種がん検診、肝炎検診、口腔がん検診や歯周病検診を実施しております。さらに、高齢期では、感染症から自分自身を守るため、予防接種を行うことも有効でございます。市では、高齢者インフルエンザ予防接種と高齢者肺炎球菌予防接種の接種費用の一部助成を行っておりまして、対象者の方に予診票を送付しております。いつまでも、健やかに住み慣れた地域で自立して生活していくために、年に1度は後期高齢者健診等の検診を受診し、病気の早期発見、早期治療に努めていただくとともに、感染症から身を守るため、予防接種を受けていただきますようよろしくお願いいたします。なお、詳細につきましては、お手元に配付いたしました資料をご参照いただきたいと思います。

簡単ですけれども、説明は以上となります。

◆司会

ありがとうございました。それでは、説明のありました「高齢者福祉・医療について」、ご質問ご意見を伺ってまいりたいと思います。発言なさる方は挙手をしていただき、お名前、または団体名をおっしゃってからご発言ください。重ねて申し上げますが、質問要旨は出来るだけ簡潔にお願いしたいと思います。多くの方のご意見をいただくため、皆さまのご協力の程よろしくお願いいたします。それではどうぞ。

◆司会

はい、どうぞ。

質問① 茂原市のがん検診について

◆質問者 1

〇〇と申します。最後のですね、茂原市のがん検診についてですね、これについてお伺いします。

この大腸がん検診に関しましてですね、1ヶ月ほど前に、市長の方に質問、「市長への手紙」ということで出させていただいています。それで、回答もいただいているんですが、趣旨としましてはですね、受診希望者は、検便容器を市役所、保健センター、本納公民館、いずれかに取りに行かなければならないと。そして、また便を取った後、容器をですね、今度はもう一度その各所に持っていかなければならないと。そういうことで、市民の負担が非常に大きいわけです。特に交通手段のない人、車のない人は行けないということで、この検診を躊躇している方もいます。現実には、周囲に、遠くて持っていけないから、検診受けないという方もおられる訳です。それに対して市長の方の回答はですね、この方法を改めるつもりはないと。来年もこのやり方でやるという趣旨の回答です。しかしですね、先ほど申しましたように、交通手段がない方がですね、検診を受けられないと。それからこういう市民負担ですね、2回も来なくちゃいけないと。これをどうにか改善していただきたいと。例えば、具体的にはですね。市の広報の中に、往復はがきを入れて、それで希望を募ると、それで希望なさった方には、以前やっていたように郵送で容器を送ると。こういう方法でやっていただけないかということです。ちょっと検討をお願いします。まず、回答をお願いします。

☆市民部

すいません。ただいまのご質問ですけれども、郵送で検便の容器とかをとということですが、そちらにつきましては、検討の方をさせていただきたいと思います。

◆質問者 1

検討するなら何故、回答の時に検討しますとなかったんですか。それから容器にいくら

かかるんですか。まずそれをちょっと教えてください。

☆市民部

申し訳ございません。容器の値段につきましては。

◆質問者 1

なんで郵送をやめるんですか。容器に費用がかかるから、今までの郵送のやり方をやめたという話じゃないですか。それを容器の値段を把握してない。おかしいじゃないですか。

☆市民部

申し訳ございません。今、手元に資料がないです。

◆質問者 1

概要でいいよ。

☆市民部

申し訳ございません。

◆質問者 1

それで、値段もわかんないのにね、お金がかかるから皆に送るのをやめた。そんなもん。なんでそんな基本的なこと頭にないのかな。

☆市民部

申し訳ございません。

質問② 「市長と話し合う会」の会議録の公表について

◆質問者 1

今日、皆さんの質疑もあると思いますが、この経過に関しては、いずれ広報に、いや広報ではなくて、市のホームページに掲載されると思うんですが、これいつ頃になるか教えてください。

☆総務部

よろしいですか。広報の関係。すいません。今、お尋ねの広報の関係なんですけれども。

◆質問者 1

広報ではなくて、市のホームページに掲載されると思うんですが、それはいつ頃になり

ますか。

☆総務部

できるだけ早くウェブサイトに掲載したいと思いますが、来年の2月前後には掲載させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◆司会

よろしいですか。

◆質問者1

値段に関してはいずれ教えてください。

◆司会

それでは次の方どうぞ。はい、どうぞ。

質問③ 人間ドックの助成額について

◆質問者2

私、〇〇といいます。聞き取りづらいと思いますので、マスクをちょっと外して質問させていただきます。

人間ドックのことです。私は、後期高齢者で、しかも医療費は2割負担、新しい制度となりました2割負担の該当者です。いつもですね、75歳未満の人と一緒にドックへ行っております。そうするとですね、いつもお金を払う時間になると料金が違います。ということは、助成額が違うということなんですね。私自身は、後期高齢者の医療費をそれなりに負担をしていると思うんですけども、市の一般の方の助成額と後期高齢者の方から受診する人との金額が違うということを今言ったように助成額が違うからなんです。これを、ぜひ同じようにしていただきたい。同額にしていきたいと。負担はですね、それなりの保険料払っておるわけですので、そういうような考え方でいいんじゃないかと私は思うんですけども、その辺の意図についてお伺いをさせていただきます。

以上です。

☆市民部

すいません、今のご質問でございますが、人間ドックの負担金の関係だと思っておりますけれども、ただいま茂原市の方では、後期高齢者の方につきましては、3万円の補助が出ていますかと思っております。国民健康保険につきましては、7割負担で、上限7万円の負担となっているところがございます。

◆質問者 2

基本的な助成額は確かにその通りなんです。そうではなくてですね、例えば脳ドックとか大腸検査だとか、そういうものに対してですね、助成が出てるわけです。それがですね、違うんです。ようするに基本、ベースのところは今話した通りですからわかります。だけど、それもですね、一緒にしていただければありがたいんですけども、脳ドックはですね、どちらも助成があります。これに書いてあります1万円ですね。ただ、大腸検査については、後期高齢者は該当外なんです。ところが一般の方は該当するんですね。ということで、助成額が違うんですよ。ですから同じような取り扱いにしていただけないかということをお伺いしたい。今もオプションで受診した中で、75未満の方が該当になるけど高齢者は、後期高齢者は該当にならないというようなこともあるわけですね。大腸検査は、これも表に書いてあるように、後期高齢者、該当外ですけども、一般の市民の方はドックを受けた人は該当になるんです。そういうような違いがあるので、それを同じようにできないかということをお伺いしたい。

☆市民部

ただいまのお話でございますけれども、市の方もまず、財源の問題もございまして、この場ですぐわかりました。では、同じ金額で。というお答えはできませんので申し訳ないんですが、一応そういったことがあるということで、ご理解をいただければと思います。

◆質問者 2

ここで回答するのは難しいのはよくわかります。ただですね、ぜひ検討していただきたいんですよ。で、検討した結果を知らせていただきたい。今言ったように保険料はそんなに変わらないんですね。75歳以上の人と75歳以下の人とですね。そういう中でドック行くと大体ですね、一緒に行く方は75歳未満、私が75歳以上、それで大体2万から3万違います。同じ検査を受けてということですので、しっかりと検討していただいて、できれば合わせていただければありがたいということです。

☆市民部

承知いたしました。

◆司会

はい、では、次の方、はいどうぞ。

質問④ 救急医療について

◆質問者 3

〇〇と申します。茂原にはもう50年お世話になっております。私の質問を3つほど簡潔

に言わせていただきますけども、これもやっぱり高齢者の医療にも関係あると思いますけども、救急病院ですね。緊急体制、茂原市の。以前、私の妻が、くも膜下出血で鶴舞の方にお世話になって、すぐですね、今、元気になって回復しているんですけども、今、茂原の方は一番大事な、その頭の方、脳神経外科、それから循環器系に対する救急医療体制がですね、かなり悪くなっているという気がするんですよ。鶴舞のあそこの脳神経も閉鎖してしまいましたし、何処に行くかといったら東千葉メディカルセンターとか、もっと遠く行かなくちゃいけない。この辺は要するに、非常に急を要するわけですよ。これに対して、これ、いつか市長さんが何かで書いてありましたけども、どう考えてらっしゃるのか。一番大事なところですね救急。それによって障害の度合いが大分軽くなるとか、そうすると負担も少なくなる。1つは、どのように考えてらっしゃるかということです。

それから、もう1つ、健康のためには我々年寄りもスポーツとか何かやるわけですけど、スポーツクラブに入っている方も随分おられるわけですよ。スポーツクラブに入っていると健康のために歩きなさい、やりなさい、ストレッチやりなさい。それに対して、スポーツクラブは会費が必要ですので、それに対しての補助、幾らかの補助があるのかどうか私わかりません。そういうことに関して検討していただけるのか。それが2つ目でございます。

それからもう1つ、全く関係ないですけども、介護に関することですけども、介護は要支援とか要介護がございますよね。先ほど申し上げた私の妻、一時、要支援2でお世話になっていたんですけども、回復したんで、もう平気ということで今、要支援2だったのを解除していただいて、お世話になってないんですけども、そういう事例というのは、要支援から要介護、逆かな、要介護から要支援とか要支援から何もあれしてないとか、そういう事例というのは、茂原市でどの位あるのでしょうか。何%あるのか。本当にあるのでしょうか。それは何故かというんですね、介護を解除するといった時に、ケアマネージャーさんが、これ権利みたいなものだから、あえて返す必要ないんじゃないかと。ということ言われましたので、ちょっとそれおかしいなと私は疑問に思ったので、返却いたしました。とその3つでございます。簡単で結構です。よろしく申し上げます。

☆市長

私の方からいいですか。救急医療の話は結構色々な人からも聞かれるので、これも少し話しておかなくてはいけないかなと今日は思っておりました。今日、長生病院が来ていますけど、要を言いますと、国が医療制度を作っております。それが下りてきて千葉県も動く訳です。千葉県の中には三次医療をやる病院、今お話があった救急医療を特に脳とか心臓ですね、この辺をやる医療機関が13ございます。これは、この管内、山武長生夷隅が一つの医療圏になっておりまして、この中に東金で東千葉メディカルセンターが手を挙げてくれた訳です。これはもうラッキーなんですよ。東千葉メディカルセンターでやってくれて。ラッキーでいいなと思っていました。ただ、私はもう最初から検討委員会に入ってお

りましたので、最初からこれ無理だよと。この仕組みは。無理なので、だから循環器病センターがまだあるから、循環器病センターをとにかく活かしてほしいという話をさせてもらいました。ところが、どうしても県は東千葉メディカルセンターに集中したくて、それで動きだけ言いますと、今脳外科医を東千葉メディカルセンターに移したために、脳外科が手薄になりました。その代わり東千葉メディカルセンターが三次をやってくればいかなとは思っております。今でも思っておりますけれど、この辺もただ特に循環、脳とか心臓とか、おそらく怒られるかもしれません。ただ、そのスタッフがどうなのかというのが問題なのです。これ三次を受けるというのは、つまり、よく言いますけれど、365日24時間、医療スタッフが全部揃っていないといけないんですよ。わかります。それでも揃っていないんですよ。揃っていないと、補完できるような体制には一応はしてあったと。あれの2.5次救急位ですから、長生病院は二次救急なんですね。この医療制度を多分ですよ、ここ少し大きな話をしますと、国全体が大きく変えていきます。変えていくので、それで今どういうことが言われているかという、あと数年後には、かかりつけ医、皆さん方、一般に風邪とかでかかりつけ医があって、そのかかりつけ医の紹介を受けて、今度二次救急に行くわけです。二次救急で受けて、これで重いなと思ったら三次救急に行くわけです。このような紹介制度がきちんとこれから組まれるようになる。日本全体そのようなシステムにしようとしております。でないと医療はもうまわりませんから。今言ったような話が結構ありますので。この管内はもう本当にパンクです。従って先週実はですね、少し色々なことがあって、今、長生病院の中で少しバタバタしております、県の方に要望に行っただんですね。とにかく少し何とかしてくれと。このままだと、医療崩壊が起きるので、もう起きつつあるんですけど、バックアップをきちんとしてくれないと、そこからやっぱり崩れていくので、だから無理なものは無理なので、何とか国県が考えて対応してくれないと地元では無理ですよという話をはっきりとしてきました。してきたんですけど、これをすぐ解決するかという、おそらく今言ったように、この辺ですと東千葉メディカルセンターが三次を受けていますから、これを東千葉メディカルセンターはバッチリと体制を整えて、受けてくれて、千葉大がバックアップしてくれば、これできます。ここから多分ドアツードアで多分30分ぐらいで、今、搬送できますので、それから最悪の場合はドクターヘリです。ドクターヘリというのは今、この管内では、千葉県では2機あって、これもラッキーなんですよ。日本医科大学北総病院とそれから、君津中央病院にあるんですけど、もうここはドアツードアで15分や30分で行けるはずなんですね。緊急の場合はこれが使えます。ただし、夜は夜間は、やっぱり有視界飛行なので飛べないんですよ。そこは少し引っかかってくるんですけど。脳の場合は、特定のやっぱりそれなりのきちんとした病院、これは国がしっかりと構えてくれないと。あと心臓もしかりです。こういうようなものを、きちんと、その千葉県なら千葉県の真ん中にどんと据えてくれるか何かしてくれば、また別なんですけど、今バラバラで、三次でもすごい問題が色々な問題があるんですね。今言った救急医療を受ける側の、先週行った時にも千葉大、県に言ったん

ですけど、千葉大一つでは駄目なんだと。前から言っているんですよ。600万居るんですよ。千葉県。600万人口が居て、千葉大の大学生が、年間120～130人しか出てこないのに、600万人面倒見られますかという話なんですよ。東京はすごくありますよ。でも東京でも問題いっぱい起きているんですよ。正直言いますよ。今の救急問題も全部含めてね。やはりここは、本当に国県がしっかりと、もう1回この地方のことも考えながら組み立ててくれないと、今やろうとしていますけれど、それでも、フル稼働はできないと思いますけどね。亀田もありますけれども、亀田も今内紛がすごいです。もうご存知だと思いますけれど。そんなので、そこに持って行ったらそれで助かるかというと分かりません。色々な問題が起きておりますから。だから、救急を求める場合は、今言ったようにかかりつけ医から二次に行って、二次がその三次、ここでいうと今は千葉大と東千葉メディカルセンターと帝京大学ちば総合医療センターがあります。その辺を自分で指定してもらえないかなと。

◆質問者3

要するに例えば、頭の方とか心臓とか突然ですよ、夜中とかですよ、そういう時には救急車呼ぶんですけど、その救急車が何処に行くのか。例えば、それが一番大事だと思うんですけど、その時間をいかに短くするか、しっかりした所に運んでくれるかというのが。それが今、恐らくこの辺だと、かなり私も不安なんですけども。その辺はどうですか。

☆市長

先ほど言ったように、県、国が考えることで、市町村がどうこうできる術はないんですよ。私は色々皆さん言ってきましたけれど、私としてはそれを努力して呼んできてやりたいと思っておりますよ。ただ、言ったように、三次の、つまり、非常に高度な医療です。これに関しては、それなりのリスクが伴います。なお且つ、それなりのスタッフだと思います。もう一つは、それなりの器具が必要です。そのような物を全部揃えて、毎日毎日その為にとすると、よっぽど高額な医療費を払ってくれる患者さんが揃わないと。アメリカ、だから今そうでしょう。この間、心臓移植やったので、もう3億で足りたと思ったら5億、あと、3億だが足りないという訳ですよ。それで寄付してくださいという話でしょ。アメリカの場合は皆そうなんです。お金払って高度な医療を受けられます。ところが日本は皆保険ですから、皆さん平等で受けた分には。ただ、それをどうするかと私に言われても無理です。

◆質問者3

生きている間はあまり期待しない方がいい。

☆市長

だから今お話したように本当は循環器病センターが、まず三次の一部を受けてくれるよ

うな医療体制にしてくれればいいんですけど、それはもうお願い散々したんですよ。残してくれと。県もそれなりに考えてはくれているんですけど、要はスタッフが揃わないんですよ。先ほど言ったように。年間 130 人やそこらしか出てこない医師ばかりですから。その方たちは今どういうことを考えているかと、千葉県じゃなくて皆、他に行ってしまう訳ですよ。16 年に医療制度が変わったので自分たちが選べますから。

◆質問者 3

わかりました。

☆市長

そういうことがあるので、非常にこれ皆さんが思っていることなので、ここはよく理解しといてくれないと。何とかしてくれと沢山私の所に来ます。来ますが、これは私個人ではどうにもならない次元の問題で、国県が動いてくれないと、この辺の問題は解決がつかないということでございます。

◆司会

はい。よろしいでしょうか。

だいぶ時間が超過してしまいましたので、色々皆さん方からご質問あるかと思いますが、とりあえずここで。

質問⑤ スポーツクラブ加入者への補助について

質問⑥ 介護に関する件について

◆質問者 3

すいません。あと二つあったんですけど。簡単でいいですのでスポーツクラブに対しての補助金が出ないかと。

あと介護、段々悪くなって良くなった人が、戻すという事例はありますか。

☆福祉部

すみません。私の方で回答させていただきます。まず、スポーツクラブの会費の補助ですけれども、現在のところ高齢者福祉の方では、無い状況でございます。それとあと、介護の方の認定の方が良くなってという方が、いらっしゃるのかというご質問ですけれども、昨年、確認しましたところ、昨年は戻された方は 5、6 件あったということでございます。基本的に今、戻すという言い方よりは、治って回復された方は、通常、更新しないで、そのままという方が多いかと思えます。現在、介護認定の調査の数は年々増えていますので、その中で、どのくらいが回復されたというのは把握できない状況でございます。申し訳ありません。よろしく願いいたします。

◆質問者3

そういう資料というのはいないんですか。

☆福祉部

そうですね。申し訳ありません。ご意見ということで承ります。

◆司会

時間過ぎてしまいました。まだまだ質問があるかと思えますけれども、とりあえずこれで閉めさせていただきます。

これで休憩を入れまして、5分ほどとってですね、35分から開始したいと思います。

以上よろしくお祈いします。

(休 憩)

◆司会

休憩後の進行は私、宮本が進めさせていただきますのでどうぞよろしくお祈いいたします。

次に、2つ目のテーマが「空き地・空き家対策について」、担当部長に説明をお願いいたします。

6. テーマ2 「空き地・空き家対策について」

☆経済環境部

経済環境部の飯尾でございます。

日頃より環境行政にご理解ご協力を賜りまして、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。それでは着座にてご説明をさせていただきます。

それでは空き地対策について、不法投棄や雑草等の対応について説明をさせていただきます。

市民の良好な生活環境の保全を図るため、空き地を含む土地の適正な管理については、法律や条例により、土地の所有者や占有者、管理者の責務として、規定されているところでございます。

次に、管理不良状態の空き地が発生する背景ですが、まず、土地所有者の高齢化に伴いまして、体力や経済的な理由で適正に維持管理することが困難になってきている。また、2つ目に、所有者が市外遠方に居住しており、所有地の現状に対する認識が足りない。3つ目としては、投資目的、運用資産として、購入したが景気低迷により、土地が塩漬け状態の場合、土地の適正管理に対する意識が希薄になっている。そういった理由などによりまして、市内で管理不良状態の空き地が発生してきている状態でございます。適正な管理がな

されない空き地では、雑草等が生い茂り、見通しが悪くなることで、ポイ捨てや不法投棄を誘発する恐れがあります。また、冬場は乾燥によりまして、火災発生の恐れも出てくるところでございます。

こちらは、管理不良状態の空き地の様子でございます。写真の通り、雑草等が生い茂っております。この状態では、ポイ捨てや不法投棄をされてもわかりません。徐々にごみ捨てられ、管理できない状況になってまいります。

ここからは、茂原市の行っている対策について簡単にご説明させていただきます。まず、雑草等の対策についてですが、近隣住民等から、苦情があった場合、現地確認を行い、土地所有者を調査いたします。次に、所有者に対し指導はがき等を送付、電話や訪問により雑草等の除去、土地の適正管理を促しております。また冬場では、必要に応じて火災予防の観点から、消防署と連携して対応するケースもございます。

こちらは、直近 5 年間の空き地の雑草等の除去指導の状況でございますが、指導件数に対し、草刈りを実施した件数と、実施率を示しております。例年、概ね 70%前後は改善が図られる状況ですが、未実施ゼロを目指して、粘り強く指導を継続してまいります。

こちらは指導を行った結果、雑草等を除去し適正に管理されている状態です。所有者自身で草刈りを行うほか、民間の土地管理業者に委託しているケースもございます。

次にポイ捨てや不法投棄の対策について、簡単にご説明いたします。市ではポイ捨てや不法投棄を未然に防止するため、市職員によるパトロール、不法投棄監視員や自治会の皆さま、警察や郵便局等によるパトロール、情報提供、千葉県との合同パトロールを実施しております。また、ポイ捨てや不法投棄禁止看板の設置や配布、さらに、広報や市公式ウェブサイトにて啓発を行っているところでございます。

こちらは直近 5 年間のポイ捨てや、不法投棄の状況になります。家庭系の一般ごみが多くなっており、ごみ集積所に出すことができる可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみが不法投棄されております。その他、ごみ集積所に出せないものとして、タイヤ、テレビなどのリサイクル家電が多くなっております。地域の皆さまや、不法投棄監視員のパトロール等の監視活動等により、不法投棄の件数は減少傾向にありますが、今後も未然防止に向け、取り組みを継続してまいります。

こちらは不法投棄の状況です。定期的に土地を管理していないと、不法投棄をされやすくなります。また、不法投棄は、行為者の特定が困難であるため、ほとんどの場合、最終的に土地所有者が、処理責任を負うこととなります。

最後になりますが、管理不良状態の空き地にすると、雑草等の繁茂、ポイ捨てや不法投棄の誘発、火災発生の恐れ、また、通行の支障や害虫害獣の発生等を引き起こします。これらは生活環境の悪化を招き、近隣住民の方にご迷惑をかけることとなりますので、市といたしましては今後も、空き地所有者に対し、適正管理するよう粘り強く指導してまいります。

以上で、空き地対策についての説明を終わります。

☆都市建設部

都市建設部の渡辺でございます。

続きまして、本市の空き家対策についてご説明いたします。

このイラストに見覚えありますか。これは、納税通知書と一緒に送付されておりますチラシの一部になります。管理されていない空き家は、樹木の越境であったり、雑草の繁茂、害虫の発生、老朽化により倒壊の危険性などなどの理由により、近隣に住む方々は、不安、不満を持っております。また、このような空き家は急速に老朽化が進み、負の財産に変わっていきますので、早めの対処が大切です。本市では、そのような空き家の所有者に対し改善指導を実施しております。

次に、年度別相談件数について説明いたします。平成 27 年に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されてから 8 年目となり、こちらのグラフは建築課に寄せられた相談件数を示しております。令和 3 年度末までで、累計 923 件の相談に対応してきました。

次に、相談内容別件数について説明いたします。寄せられている相談内容ですが、緑色の部分、空き家の敷地内からの樹木の越境、雑草等の相談が一番多く、次いで赤色の部分、建築部材の落下の恐れなど家屋についての相談が多くなっております。

次に、指導手順について説明いたします。相談があった空き家について、現地調査に始まり固定資産税の課税情報から所有者を調査し、問題点に応じた文書による改善指導を行っています。また、著しく管理不適正な空き家に対しては、法定相続人を含む全所有者に対し改善指導を行い、それでも改善の見込みがない場合は、赤線の部分になりますが、立ち入り調査を経て、特定空き家等の認定を行い、空き家法に基づく指導、勧告、命令等を実施しています。

次に、令和 3 年度に実施しました現況調査結果について説明いたします。改善指導により、どの程度改善されているか明確にするために、平成 27 年度から令和 2 年度末までに寄せられた相談件数が延べ 811 件、実数にして 591 件を対象に令和 3 年度に現況調査を実施しました。その調査結果を解体済み、居住者あり、適正、管理不適正、著しく管理不適正と、5 つに整理しました。なお、令和 3 年度末での現況調査は現在実施中でございます。

令和 3 年度空き家現況調査結果について説明いたします。これは解体済みでございます。591 件中 123 件が解体され、更地になっていたり、新しい住宅が建設されています。

これは居住者ありでございます。87 件は、以前、空き家でしたが、新しい居住者が生活を始めておりました。

これは管理適正でございます。591 件中 105 件は、庭木の剪定が行われ建築の劣化も少なく、適正に管理されておりました。

これは管理不適正でございます。591 件中 211 件は、樹木も大きくなりつつあり、雑草は伸び、建物は劣化が目立ち、管理されている様子があまり伺えません。改善までの費用は数万円から数十万円はかかってくるものと思われれます。

これは著しく管理不適正でございます。591 件中 65 件は、建物を覆う程ほど樹木が成長し、建物の老朽化が著しい状態の空き家でございます。改善までの費用は、数十万円から解体費を入れると数百万円はかかるものと思われまます。

このように令和 3 年度現況調査結果時点では、53%が改善済という結果でございました。本市では、著しく管理不適正な空き家の 65 件と、令和 3 年度中に確認しました 2 件を加えた 67 件を令和 4 年度から指導の強化をしております。

次に、これは著しく管理不適正な空き家について説明いたします。今年の 4 月から指導を始めまして、これら 6 件は、短期間で解体に至った案件でございます。長いものは指導開始から 2 年から 3 年かかる場合もございます。その要因といたしまして、解体費の捻出、相続の問題等がございます。

最後になりますが、空き家を放置しますと、さまざまなデメリットが生じてきます。建物が老朽化してくると、軒天、雨どい、戸袋、瓦、アンテナが落下したり、倒壊の危険性が生じてきます。樹木が繁茂してくると、幹や枝が越境し、隣の建物を傷つけたり、通学路への越境は、登校する児童にとって危険です。また、ハクビシン、イノシシや、ハチの住処となったり、不法投棄もされやすくなります。解体処分費は高騰し、成長するにつれ樹木の伐採費は高額になります。他の人に怪我をさせた場合には、損害賠償を問われる可能性もあります。そうなる前に早目の処置をお願いします。空き家に関する相談は建築課で行っておりますので、気軽にお声をかけてください。

以上で、空き家対策の説明を終わります。

◆司会

ありがとうございました。それでは説明がありました。「空き地・空き家対策について」、ご質問ご意見を伺って参りたいと思います。発言なさる方は、できるだけ質問を 1 つに絞りますね、発言していただくと助かります。それではどうぞお願いします。

はい。一番後ろの方。

質問⑦ 空き地の問題について (1)

◆質問者 4

〇〇です。時間が無いということで文書でまとめてきましたので 2 分位で終わりにします。地域の中には空き地が 130 坪位にわたり、周囲 5 宅に囲まれており、そこには草木です。2メートル位高いです。時期になると真竹が沢山伸びて両方が生い茂っています。以前は家が建っており、周りは竹藪でした。地主の方は数年前、5 年位前ですか、その管理をしていましたが、それ以降そのままです。何処に住んでいるか不明でした。その為、周辺の方は大変です。家に接近する竹、草木等は、各自で仕方なく切っています。今朝テレビでも竹林のことをやっていました。私もそれを知ってから、竹は伸びると始末が悪いです。5メートル以上伸びますから。それで環境の面からも残っている分も毎年切り倒しています。

令和 2 年頃、市の環境保全課に相談し、現場に数回来ていただき、地主の住所を調査していただき、分かったうえで手紙を数回出していただきましたが、返信返答はないということで、個人情報等を含め、これ以上できませんとの内容で今まできています。私はこの件は個人情報というのは少し違うなというように思っていますけれども、何か方法はないものですか。それとですね、本日のテーマに出ると知りませんでしたので 12 月 6 日に市長宛てに手紙を出させていただきまして、再度の要請をしております。16 日まで進展はないそうです。心配なのは秋から冬にかけて草木等が枯れて火災等が発生して周辺宅に燃え移った場合、何処で責任を取ってくれるのか。泣き寝入りになるのか。また、道路から奥の方は見えませんので、事件の発生等も考えられます。ということで、ご意見をお願いいたします。

☆経済環境部

それでは空き地の問題について回答させていただきます。空き地の問題に関しましては先ほどもご説明させていただいた通り、管理されてない、不適切な土地の雑草等ですね、そういったものが繁茂しているところに関しては、市役所の環境保全課で受け付けをさせていただいております。それで、土地所有者の調査をして、相手方に刈っていただきたい、適正な管理をしていただきたい、という通知をしているところでございます。草を刈っていただける方もございますが、今のお話があった通り、令和 2 年ですか、受け付けをして、はがきを送付、指導しておりますが、いっこうに刈っていただけない状況があるところでございました。先般その問題についても、担当の方から話を聞いております。それでここに関しては、当時の土地所有者から所有者が変わっているようですので、調査をいたしまして、現在の土地所有者に通知を出しているところでございますけれども、今回、簡易書留によりまして、相手方に直接、通知を受けていただくような形で出しておりますが、郵便局に確認をしたところ、相手方が不在なのか、受け取りができていないという確認がとれました。したがって、そこに住んでいるのか、住所があるけどそこに住んでいないのか、わかりませんので、私どもとしては、この後、その住所の市役所に調査をかけまして、住民票を取りまして、そこに本当に住んでいるのか、あるいは、そこからまた転出しているのか、そうであれば、除籍と除票等を取りまして、追跡調査をしていきたいと思っております。今後とも粘り強く調査しながら、相手方に刈っていただくよう進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

◆質問者 4

そういうことでよろしくお願いいたします。もしですね、相手がもう例えば管理したくないと言うならね、私共の方でやりますので。その了解を貰わないとこれ出来ませんよね。勝手にね。だけど、やはり相手はお金だけ出して業者に任すとか、そんなの嫌だとかって言って、だから相手に聞いていただいて、相手がなんとかやってくれるならやってくれと

言うなら私の方も自治会にかけてやるなり、私が本人がやってもいいし、それ考えますので、粘り強くやっていただけますか。よろしくお願いします。

◆司会

はい、どうもありがとうございました。よろしくお願いします。それではその前の女性の方。

質問⑧ 空き地の問題について (2)

◆質問者 5

すいません。全く同じ問題ですけれども、数年前から環境保全課の方に伺ったり電話をしたりして、何度も何度も団地内の一角の草を刈らない場所についてお願いをしております。で、今、私たちも火災が怖いというところがあって、市役所さんとても良くやってくださって、はがきを出しましたとか、見に行つて写真を撮りましたとかって言うんですけど、だんだんだんだん私たちもしつこく伺ったり電話かけたりすると、嫌な気持ちになっているのだろうなっていうのは想像がつくんです。で、30年ほど草刈りを近所の方がしてくださっていたんですけど、それが不法侵入に当たりますよねって言われたりとか、法務局行けば誰の所有か分かりますよって言われたり、それは、個人が、あなたが調べて要求したらいいじゃないですかってことは暗におっしゃっているのかなって。思ってしまったんです。それから火災からもらい火をして、家が燃えたら土地所有者の責任はどなるのですかって言ったら、調停になるんじゃないかという話を聞くと、そんなの聞くとこっちがビビッてしまったりするんですね。で、相手が何度、市役所からハガキをもらってもやろうとしてくれない場合、その人に対して何か市の方から、それだったらこういう処置をとりますとか、そういうことができるのであれば、少し暴力的かもしれないんですけども、そうしてくれないと凶々しい人が、得をするような世の中になってしまっているような気がするんです。嬉しいことに、今日、ゼロを目指して粘り強く指導してまいりますというお言葉がいただきましたので、具体的にどのようなことをしてもらえるのかって伺いたいなと思ったんですけど、その、話しが飛んで申し訳ないですけど、先ほどの方が入っても良ければ刈っちゃうのだけれど、とおっしゃるんですけども、それだとなんか全然問題が解決していかなくて、近所の方は草刈り機が使えたから今まで刈ってくれて、ただ、高齢になってしまって足も悪くなったから、今はできなくなってしまった。じゃあ、どうしたらいいんだって。私が草刈り機を練習してやるのか、と言うようなことになってしまうんですね。で、自治会にお願いしてもいいことじゃないかなってのいうのも思ったりもするんですけど、自治会の方から、自治会長にもお願いして一緒に行ってもらったりとかしている努力をしても、自治会の方からそういう話がなければ、難しいのかなって勝手に想像しちゃったりもするんですけども、市の方から、相手がやらない時に、何か策がないのかなということをお伺いしたいと思います。以上です。

◆司会

ありがとうございました。説明をお願いします。

☆経済環境部

今のご質問に対してご答弁いたします。先ほどご説明させていただきましたが、やはり土地所有者、土地占有者に刈っていただく、管理していただく、それが大前提と市では考えております。したがって、今お客様の方からもお話ありましたように、地元が刈っても根本的な問題は解決せず、土地所有者はそのままにしてしまう、そういったケース、確かにあるかと思えます。したがって私どもとすれば、先ほど申しましたように、土地所有者に刈っていただくよう、粘り強く通知を出す。地域に住んでない方、遠方に住んでいる方がその土地がどういう状態になっているかわからないケースもあるかと思えますので、そういった方に対して、現状こうなっているという写真を同封しながら、通知をしているところでございます。それでも、やはり刈っていただけない方はいます。残っております。これについて、代執行という話もありますが、少し慎重に考えている次第でございます。というのは、代執行した場合、市が費用を立て替えていく訳ですから、その立て替えた費用を捻出してもらえるのか、その土地を処分して捻出するのか、その方の財産があるのか、その方がどういう状態なのかというのがわかりません。代執行してその費用を弁償してもらわなければならないわけですが、そういった中で、代執行した後の不確定な状態が多々ありますので、なかなか代執行には踏み入れていない状態でございます。市では、代執行に至る前に、電話もしくは伺って行ってもいいかと思えますけれども、こういう状態だから刈ってくれというように、相手方に粘り強く交渉しながら、進めてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

◆質問者 5

記録をしてくださっているのですか。何日に誰々にハガキを出したとか電話をかけたとかってというのは。

☆経済環境部

私、今、部長ですけれども、何十年も前、やはり私もこのような業務を当時担当しておりました。その頃から対応状況をファイル化しています。1件1件土地の草刈りの状況のファイルは何千件とあります。そのファイルを基に、この土地は今までどうだったのかという経緯が一目でわかる状態になっております。したがって、長年、草刈りをやっていない所に関しては、そういった状況ですぐに分かるようになっております。以上です。

◆質問者 5

助かります。もし、その例の調停になった時に、市からこれだけの要求をしてきましたっていう証拠となるので、ぜひともそれはお願いしたいと思います。

◆司会

よろしいでしょうか。はい。じゃあ次の方お願いします。

質問⑨ 空き家・空き店舗等の活用について

◆質問者 6

〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。渡辺さんの方から空き家の特定空き家の詳しい説明ありがとうございました。私の方からちょっと今日聞きたいのは空き家、空き店舗の活用という観点からちょっとお聞きしたいと思います。市から委託受けて千葉大学の方で、街のグランドデザインと、空き店舗、空き家を活用した活き活きとした街づくりということで、委託出されて、成果として市内4地区でホームページとかに載っていました。榎木町商店街は旧アーケードのある店舗とその奥側の優良住宅地化、あと真名の方は福祉施設を中心とした集いの場、あと国府関の方は旧街周辺の賑わいの復活、あと本納地区の方は、特に高齢化率が目立つということで、高齢者に優しい街づくり、あと子育てがしやすい街づくり、というようなグランドデザインが示されていました。アンケート結果を見ると市民の方皆さん、ほとんどの方が大賛成というようなアンケート結果だったというように載っています。そうした中で絵に描いた餅じゃないですけど、せっかく千葉大に委託して、街のグランドデザインって素晴らしい、私も一通り見ましたけど、かなり素晴らしい、将来的に茂原がああなったら人口もどんどん逆に増えるんじゃないかというようなデザインです。市の方として、モデル地区4地区、今言いましたけども、それぞれどのように評価されていて、行政として、それぞれどのように今後グランドデザインを実現するために取り組んでいくのか、お聞かせいただければと思います。

◆司会

それでは、ご回答よろしくお願ひします。

☆都市建設部

はい、ありがとうございます。まず、どのような評価をしているのかということですが、まずですね、自治体単独で取り組むよりは、大学と連携しながら取り組んだ方が斬新的なアイデアとか、取り組むことができまして、今後色々な多方面の課題の解決に向けて、共同で取り組みやすくなるのではないかと考えております。また、今後どう取り組んでいくかということですが、やはり空き家の所有者の方たちがどこまで啓発されるかは、少し不明ですが、やっぱり空き家をリノベーションして、貸し出そうとする事業者さんたちや空き家を活用して事業を起こしてくれるような企業さんが

集まってきていただければ、やっていけるのではというように考えております。

◆司会

よろしいでしょうか。

◆質問者 6

すいません。個人さん、各所有者の方の意向、それは十分わかるんですけど、真名地区だと市営住宅、真名の市営住宅を福祉施設に活用していこうよだとか、あと旧二宮小は、集い場としていきましょうよと。それって行政の持ち物じゃないですか。そういう活用、卵が先か鶏が先かじゃないですけど、そういう市の行政施設を率先して市がやっていくことで、その地域の方々の、じゃあ自分の空き家を活用していこうとか、そういう動きも出てくるかなと思って。その所有者の方も、っていうのもよくわかるんですけど。

☆企画財政部

はい、企画財政部の齋藤でございます。先ほどお話していただきました、真名住宅の活用ですとか、あと国府関の活用につきましては、公共施設として、課題等を解決しながら地域の特性に合わせた有効活用を図っていくことを今、庁内において検討しているところでありますので、今後そのような形で有効利用を図っていきたいと考えております。以上です。

◆司会

よろしいでしょうか。すいません。それでは時間が近づいてきましたので最後の質問ということでよろしく申し上げます。そちらの方どうぞ。

質問⑩ 空き家の件数及び代執行について

◆質問者 7

〇〇です。ご説明ありがとうございました。今空き家の件数が 811 件から 591 件、あと指導対象が 276 件ですか、減ってきているということで改善されているということがご説明いただきましたけど、私の家の近所には、もう 30 年間放置された空き家というより廃墟がまだ放置された状態になっています。空き家対策法が実施されてから、どれぐらいの件数で、その空き家指定、あと助言、勧告、命令、行政執行が、具体的な数字として、なされたかっというのを知りたいです。私が知る限り茂原市は代執行が 0 件で、茂原市より人口が少ない香取市では 5 件も代執行が実施されています。質問としては、実質の数値、空き家の件数、あと特定の空き家の指定とか助言とかといったものを毎年公表いただいて進捗を報告いただきたい。あと、今後、代執行までのステップですね。ここを強化するにあたっての内容をちょっとお聞かせいただきたいという 2 点です。以上です。

☆都市建設部

まず、空き家の件数ですけれども、空き家というのは流動的でございますので、実際の実数を把握することは、非常に困難だと思うんですね。建築課といたしましては、総務省が行っている平成30年度の住宅土地統計調査によると、戸建てで3,710件と把握しております。それと、茂原市の方でも、極めて保安上危険、或いは衛生上の有害、景観を損なっているような状態の空き家を特定空き家等ということで、認定しているんですけれども、これにつきましては、今までに24件ほど認定しております。そのうち10件につきましては、解体をされております。また、先ほど申し上げていました、香取市さんの方で行っています代執行ですけれども、これにつきましても、現時点で代執行することは考えておりません。今のところ茂原市で行ったケースといたしましては、空き家が火災になって、財産管理人を活用して処分したものが4件程ございます。以上でございます。

◆司会

よろしいでしょうか。

◆質問者7

公表はいただけるのかの質問に対しては、進捗の報告をいただけるんでしょうかということと、代執行は考えていないというのは、その前にすべて解決できるというお考えということでしょうか。

☆都市建設部

毎年の空き家の戸数の公表というのは、今後、建築課のホームページの方などで公表していきたいというように考えております。よろしいでしょうか。

◆司会

よろしいでしょうか。

☆都市建設部

代執行につきましては、今のところ基準が難しいところでもございますので、行政の方が積極的にということは今のところは考えておりません。

◆質問者7

ありがとうございます。ステップ強化のところについても具体的に公表いただけるということなので、最終的には代執行をせざるを得ないという件数も具体的に増えてくると考えますので、ぜひ公表をお願いします。

◆司会

どうもありがとうございました。ここで一旦休憩を入れさせていただきます。

再開は 15 時 20 分ということで 5 分間休憩させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

◆司会

それでは再開いたしたいと思っておりますのでお席にお戻りください。

最後に 3 つ目のテーマ「水害対策（河川・内水）について」、担当部長様より説明をお願いいたします。

7. テーマ 3 「水害対策（河川・内水）について」

☆都市建設部

都市建設部の渡辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

日頃より土木行政につきまして、ご理解ご協力賜り誠にありがとうございます。

それでは、「水害対策（河川・内水）について」の説明をいたします。

初めに、一宮川本川中流域の整備について説明いたします。千葉県では、令和元年 10 月 25 日の大雨による浸水被害を踏まえ、早期の治水効果を発現させるため、今年の 8 月末までに、河道内における竹木伐採や、堆積土砂の撤去、堤防のかさ上げ、河道の暫定掘削、一宮川第二調節池の増設部分の暫定供用等の短期対策を実施しました。一宮川第二調節池の増設については、令和 5 年度末までの完成、護岸のり立て工事については、令和 6 年度末までの完成を目指し、掘削工事や護岸工事を進めているところでございます。

次に、一宮川上流域及び支川の整備について説明いたします。

豊田川合流点より上流の一宮川上流域及び支川につきましては、今年度、新規に事業化され、上流域については、一部流下能力が不足している箇所において、河道掘削等の河道改修や一宮川第三調節池の整備等を行い、支川となる豊田川、阿久川については、堤防のかさ上げや上流部の河道掘削を令和 11 年度末までの完成を目指し、調査、設計等を進めているところでございます。

次に、赤目川の改修状況について説明いたします。二級河川南白亀川水系赤目川では、浸水被害が頻発する茂原市の JR 本納駅周辺をはじめとした沿川地域の治水安全度を高めるため、千葉県において河川改修が進められております。これまでに、南白亀川合流点から茂原市萱場地先までの約 4.2 キロメートルが完成しており、現在は、中流部の河道拡幅工事と上流部の調節池の整備工事を実施しております。

赤目川の今年度の実施状況でございますが、上流部の A 調節池の掘削工事や護岸工事、また、中流部における河道拡幅に伴う護岸工事のほか、新手樋橋の架け替え工事や、農業

用取水堰の改築工事が進められております。

茂原市が実施しております内水対策事業等について説明いたします。茂原市におきましては、内水対策として排水ポンプの整備や雨水ポンプの能力増強等を実施しております。ご覧いただいている図は、平成元年以降に実施及び今後実施予定の対策箇所となります。平成元年以降に 6 箇所、平成 25 年以降に 5 箇所の整備を実施しております。今後、図にあります黄色の 18 箇所について、対策を講じる予定でございます。

次に、各戸貯留について説明いたします。茂原市では、浸水対策の一環として、平成 26 年度より、一般住宅等に設置する雨水貯留槽及び雨水浸透枮に対する補助制度を設けております。毎年、広報もばら及び自治会回覧にて周知を図っております。

次に、土のう配備について説明いたします。土のう配備につきましては、大雨等の災害に備え、出水期前までに、市職員により作成した土のう 22,000 袋を配備し、必要なお家庭に無料で配布しております。配布場所につきましては、茂原公園第 2 駐車場や本納支所等の 4 箇所で受け取ることが可能でございます。

既存ため池を活用した貯留についてご説明いたします。図の左側が流出抑制対策として、既存ため池を活用した貯留を実施している、ため池の位置図となります。令和 4 年度は、2 箇所が新たに加わり、合計 26 箇所で地元水利組合等により水位調整を行っていただいております。図の右側が用水期、水位調整を行っている非用水期の状況写真となります。

田んぼダムについてご説明いたします。市内における田んぼダムの取り組みにつきましては、平成 26 年度から農家組合長会議でチラシを配布し、地域ぐるみで協力をお願いしてまいりました。現在は 3 団体 4 地域で水田への貯水が行われております。

早野地域資源保全会におきまして、令和 4 年度に、市が材料支給を行い、新たな田んぼダム用の枮を設置しております。その他の取り組みといたしまして、毎年、長柄町と長南町にため池及び水田の貯留について、両町長を通じて協力をお願いしております。また、令和 3 年度から、市内 1 ヘクタール以上の民間開発調整池について、出水期前に、雨水の流出抑制及び維持管理の協力依頼を直接行っております。

以上で、「水害対策（河川・内水）について」の説明を終わりにいたします。

◆司会

どうもありがとうございました。それでは説明のありました「水害対策について」、ご質問ご意見を伺ってまいりたいと思います。先ほどと同様、発言なさる方は挙手をしていただき、お名前または団体名をおっしゃってから、ご質問ください。よろしく申し上げます。どうぞ。

質問⑩ 地盤沈下対策について

◆質問者 8

いいですか。〇〇といいます。水害対策にいつもご尽力くださいます感謝申し上げます。

す。私は水害対策についての要望をお願いいたします。水害が原因で茂原市の人口が減っているのではないかという気が私はちょっとしております。まず河川の堤防はですね、地盤沈下によって下がっています。また、沈下により水はけが悪くなっています。千葉銀行の下の八千代は、前回の水害で1.9メートルまで水位が上がりました。八千代の道路は堤防と同じ高さに埋めてありましたが、その後、堤防が嵩上げされています。地盤沈下の原因は、天然ガスやヨードを含む地下水のくみ上げです。地下水のくみ上げは、県の協定により毎年2センチまで認められています。くみ上げた地下水は地下に戻していると言われていますが、戻す量はくみ上げた量の1割に満たないです。50年で6回、30年で4回といいますが、1970年の大多喜の水害の時にも茂原市が水害を受けていますので、そこまで遡ると、50年で6回、平均8年に1回ですね、大きな水害を受けています。田中市長もご存知とは思いますが、地盤沈下は51年で1.2メートル下がっています。県の地盤沈下のホームページを見ますと、茂原市だけが平均2センチのグラフで綺麗に一定幅で下がっています。ちょっとご覧になっていただきたいんですけど、こうやって綺麗に茂原市だけは下がっているんですね。それで、一宮川と鶴枝川の合流地点の海拔は約5メートル。この市役所脇の下流、300メートル下流の豊田川と一宮川の合流の海拔は8メートルぐらいです。このままいけば、250年で鶴枝川合流点は海面と同じ高さになります。そのころオレは生きていないからどうでもいい、という人もいますが、子孫のために水害の無い茂原市を残すために、市が、県や国を動かして水害を防ぐために、地盤沈下対策に本腰をいれていただきたく要望いたします。

◆司会

ありがとうございました。それではお願いします。

☆経済環境部長

それでは地盤沈下対策に特化した話ですので、私の方からご説明というかご答弁させていただきます。この地域において、ガス会社等でガスを地下からくみ上げているという状況の中で、それが一部原因ではないかと思われる地盤沈下、実際のところ今お示しされたように、毎年、地盤沈下が起きていることは間違いないところでございます。くみ上げているガス会社等で構成されている協議会等においては、県の指導の下、採掘しているという話は伺っております。そういった中で、基準に沿って、採掘している形ではあるかと思えますけれども、一部その原因になるのではないかという中で、本市としても千葉県等に対して要望活動ですね、ガスを抜いた後のかん水をまた戻せるような対策を着実に実施していただきたいというような要望をしていければと思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

◆司会

よろしいでしょうか。すいません。次に質問ある方。後ろの方どうぞ。

質問⑫ 排水及び内水対策について

◆質問者 9

〇〇と言います。排水、あるいは内水対策についてですね、ご質問というか、要望等をさせていただければということでございます。まず冒頭に市長さんの方から茂原市においては、4回ほど浸水等の被害を受けたと。その中で1番酷かったのが令和元年度という形でお話をいただきました。私ですね、考える中でこういう形で被害を受けたという大きな原因は、環境の変化かなというように思っている訳ですよ。抜本的には。何故かといいますと、昔、河川の整備基準が10年で30ミリだ50ミリだっというように言っていたものが、今現在は80ミリ、90ミリ降雨量があつて、その中で河川施設が持つ訳ないというのが私の一つの理論でございます。こんなことから、このまま続きますと、以前、茂原市が人口約10万弱居たものが今8万5千でございます。そういうものが一宮川沿線で人口が更に減ってしまうと、持っている公共施設自体が守れなくなってしまう。この観点から私の方から質問を何点かさせていただきたいと思ひます。まず、排水については一宮川、これは二級河川ですので具体的には県管理という形は十分理解しています。ただ、排水におけるものは、県だろうと市だろうと関係ありません。そういう観点から見まして、まず、茂原市で排水対策の総合計画というものがあるのかどうか。通常に言う排水マスタープランってやつですよ。あるとすれば、そのものが目標年次いつまでで、どういう形で、進めていくのかということをお教えください。

それともう一つはですね、先ほどちょっと話をさせていただきましたけど、河川の整備水準というのがあろうかと思ひます。このものが今現在どのようなになっているのかということをお教えください。

それともう一つ、先ほども言ひましたけど、県も市もかかわらず国もかかわらず、やっぱり住んでいるのは住民でございます。そういう意味からして、市のエリアでできる治水対策、ここにですね各戸貯留っていう形で出ています。貯留槽だとか浸透枳。それはそれで評価しているつもりでございます。ただし、このもの以外に、市ができる治水対策、例えば開発指導というのを市でやっていると思ひます。その開発指導の中で、整備水準以上に排水施設を設けられたら市が助成しますとか、そういうこともしていかないと、具体的には子孫にこの街が守れないんじゃないかっていうのが私の考え方でございます。

その3点についてですね、教えていただきたくお願いをいたします。

☆都市建設部

お答えいたします。まず一番はじめの排水の総合計画マスタープランというような質問があつたかと思うんですけども、それについては、現在のところ、茂原市では作成しておりません。それと河川整備計画の対象降雨ですけども、24時間雨量に換算いたしまし

て219ミリ、時間最大雨量に換算いたしまして46ミリ、これが河川整備計画の対象降雨となっております。あと市ができる治水対策ということですが、今県で、この一宮川流域に関しまして、特定都市河川の指定を進めているところでございます。今のところ、開発指導も3,000平方メートル以上につきましては、県の許可になっておりまして、これを特定都市河川および流域が指定されることとなりますと1,000平方メートルを超える開発行為等について、千葉県知事の許可が必要となってまいります。つきましては、今後、千葉県とも協議を進めていきたいというように考えています。以上でございます。

◆質問者9

今、ご回答いただきましたけれど、何点か要望とさせていただきたいと思います。まず、1点目の排水マスタープランというか、このものに関しては、やっぱり私は必要だと思っているんですよ。何故かと言いますと、県も市も心一つにして物事を進めなければ、整備がされても結局バラバラでうまいこと街づくりできないだろうっていうのが私の考え方でございます。そういう意味ではいずれの段階で、このものについて作成をし、一つの目標として、みんなが心一つにして進んでいただきたいなっていうお願いでございます。それですね、整備水準ですけど、まず24時間降雨というところとちょっと桁が違うので、時間降雨で換算しますと46ミリという話ですよ。昔も対して変わらなかったかなという感じがしています。実はですね、河川というのは50年100年の計、これよく皆さんご存じだと思うんですよ。そうした中で、46ミリでいいのかということも含めて、そのものに対しての議論をし、具体的に私は先ほど言いましたけど、各戸貯留とか、その市ができるエリアの部分、これ、取り方はちょっと違っているんですけど、私は、例えば、開発指導の中の基準で、整備をしるということではなくて、悪いところはもっと上乘せをして、上乘せした部分に関しては補助したりなんかするのも必要なんじゃないですかっていう意味でございます。そういうことも含めて、具体的には検討して、検討だけで終わるとするのは市役所には無いと思いますけど、具体的にはですね、ホームページ或いは広報を使ってですね、検討した結果をお伝えしていただければありがたいなということでございます。以上です。

◆司会

よろしいでしょうか。はい。後ろの方、そちらの方どうぞ。

◆質問者10

すいません。〇〇です。ちょっと今、行政の方から46ミリとか216ミリと、ちょっと聞いていて数字出たんですけどごめんなさい。何年か前に安心100ミリプランとかと言われて、一宮川とか改修していきますよって話あったと思うんですけど。そうすると、100ミリで考えていたのが最近の浸水被害とかで、216ミリ、つまり倍以上の対策をとっているという意味合いなのではないでしょうか。すいませんちょっとそこ確認したくて。

☆都市建設部

100 ミリ安心プランというのは事業の名前なんですね。整備事業の名前であって、降雨が100 ミリとかということではないです。

◆質問者 10

ありがとうございます。何かそういう基準が100 ミリだと思っていたので。今のその100 ミリの安心プランというのに沿ってやっているのですか。それとも最近のこの、先ほど言ったように、この大浸水とかの被害を受けて、その100 ミリより上乗せした対策なのですか。

☆都市建設部

100 ミリ安心プランの事業というのは、今も継続して行っていますけれども、代表的なものとしたしましては、下水道課の川中島処理場で、雨水ポンプの能力を3台、能力の増強ということで今やっております。あとは千葉県が実施しております、第二調節池、一宮川の第二調節池の増設ですね。それが100 ミリ安心プランで行っている代表的な事業となっております。今、千葉県が行っております、一宮川本川の左岸側ですね、旧図書館とか、東京電力とか、そちら側の左岸側の護岸の法立ての工事につきましては、激特事業ということで対応しておるところでございます。

◆質問者 10

はい、ありがとうございました。そうしますと、その216 ミリの、1時間当たりの雨量に耐えられるということなのですか。ごめんなさい。すいません。

☆都市建設部

それは河川整備計画の対象降雨でありまして、県といたしましては、令和元年の10月25日の降雨量でございますよね、その被害に耐えられるよということで、今、河川整備を行っているところでございます。

◆質問者 10

そうしますと、時間あたりは何ミリに耐えられるということで現在進めているのですか。

☆都市建設部

すいません。今の質問ですけれども、何ミリに耐えられるというのは、よく市民の方が、県の職員の方にも聞くんですけども、県でも明確に何ミリという数字的なものは、あくまでもちょっと答えられなくて、常に令和元年の10月25日の降雨と同程度の雨というこ

とで説明をしているところでございます。

◆質問者 10

そうですか。

◆司会

よろしいでしょうか。それでは時間の関係で最後の質問になりますけれども、初めての方に。

質問⑬ 鷺巣橋の架け替えについて

◆質問者 11

〇〇です。前から何回も要望を出しているつもりなんですけど、まず、鷺巣橋。これを、このままでは、また大水があればあそこが堤防となり、両側に水が溢れるというのが目に見えています。これについて、川の両側は堤防を上げていただきましたけど、鷺巣橋がそのままになっていけば、あそこに当たった水が両側に全部行って洪水になります。これ何回か関係者にお話したんですけど、全然気配もないのでこの場で質問をしながらお聞きしたいと思います。それで、もし、その橋が出来るとした時にですね、今、そのすぐそばにある観音前橋の方が高くなってできています。大変立派なんですけど、あの観音前橋を上げるために脇から道路が十分に上がるわけですね。川沿いのそこにぶつかる道路が、急激な坂になるために、自転車で通る、特に子どもなんかは、そこで止まれなくなっちゃうと。止まったら出づらくなると。いうことなので、大変困るわけですので、もしそこまで橋を作った場合には、そこに脇道から入る道はなだらかに、特に道路に出るところには、なだらかになるような工夫をしていただかないと、小さな子どもが自転車で交通事故を起こす原因を作るようなものだと思いますので、その両方よろしくをお願いします。

☆都市建設部

鷺巣橋ですけれども、鷺巣橋につきましては市といたしましても、川の流水への影響が出ていているように認識しております。これにつきましては、今後、県と協議をしながら将来的には架け替えについて検討していきたいというように考えております。今現在は、県の方で行っている一宮川の河川工事にあわせて明治橋の架け替えを行っているところですが、やはり市といたしましても、鷺巣橋を忘れていないということではなくて、将来的には架け替えもまた検討していかなければならないというように考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。あとすいません。周辺の道路のすりつけにつきましては、状況を見ながら対応のほど考えていきたいというように考えております。よろしいでしょうか。

◆質問者 1 1

鷺巣橋の架け替えが遅れば遅れるだけ、両脇のかさ上げた部分が何の意味もなくなるということになりますので、もう早々とその橋を上げてもらいたいんですが、もう一つ、その橋を近々やるのかどうかと思って見ていましたけども、道路から橋に入るところなんですが道路が痛んでいてもそのままなんですよね。あれだと自動車は影響ないでしょうけど自転車の場合にはそこを通りづらくなるわけですよね。そういうところを追加補修してもらいたいと思います。

☆都市建設部

今お話した、その自転車とか歩行者の道路が痛んでいるということにつきましては、早速明日にでも、職員で現場の確認をし、早急な対応させていただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

◆司会

どうもありがとうございました。以上で質問を締め切らせていただきます。
それでは本日の総括を市長からお願いいたします。

☆市長

何かすいません。途中で切り上げてしまったので 2 人程、質問受けなかったですけど、何か緊急で聞きたいことがあれば。今の件で。何かありますか。はい、どうぞ。

質問⑭ 東茂原地区の下水道整備について

◆質問者 1 2

最初に、私は〇〇と申します。最初に先ほど、救急医療のことですけれども、すいません。ちょっとテーマが違っちゃいますけど、やっぱり、脳梗塞でうちの母が倒れて、脳疾患ということで病院の先生に 30 分以内ってことを言われたんです。ですからやっぱり、そういったところで間に合わなくて、結局、言語中枢が駄目ということになっちゃったんですけど、やはり緊迫感をもって病院の方も、消防署の職員の対応も含めてやっていただけるといいかなと思いました。あと下水道、最後の河川のことですけれど、関連して下水道のことをお聞きしたいんですけれども、私、東茂原地区ですけど、まだ東茂原地区下水道ができていない状況なので、これ、水害対策以前の問題ではないかなと思うのですが、そういったところを市としてはどのように考えているのか。下水道ができるっていうことになれば、そこに雨水も流れて、本川として大量の排水ができるのではないかなと。私個人で考えているんですけれども、そういったところ、いかがでしょうか。

☆都市建設部

すいません。下水道の話ですけれども、東茂原地区でまだ汚水の方が来ていないということですが、東茂原地区につきましては、下水道は分流と言いまして、汚水と雨水の管が別なんです。ですから、お客様の所、今後もし下水道で整備していくとなりますと、汚水の方ですね、トイレとか台所、お風呂の雑排水等を生放流で下水道の管に接続していただくという形になっていくと思われまします。それにつきましては、今、本市といたしましても、丁度、東部台の方がほぼ終わりました、今後、東茂原とか大芝の方とか、あるいはこちらの道表もあるんですけれども、今後どうやって整備していくかというのは、今後検討していかねばならないと思うんですけれども、少し時間がかかってしまうのかなというように考えております。汚水につきましては、以上でございます。

◆質問者 1 2

完全にその雨水に関しては、汚水と雨水を下水道に流すということですか。汚水の方が終わったら、その整備が終わったら、次は雨水にかかるということですか。それとも雨水は下水管には流さないということですか。

☆都市建設部

東茂原地区の雨水につきましては、今年度からですけれども、昔の双葉さんの土地の中からビッグハウスの方に向かって水路があるかと思うんですけれども、その水路を令和 7 年度までに整備をする予定で今のところ事業の方を進めているところでございます。

◆質問者 1 2

通路が非常に狭いので、太くしていただいて、また流れる先も大量に排水できる場所に流していただきたいということをお願いしたいです。

☆都市建設部

それにつきましては、今お客様が言ったように現在のU字溝っていうのでしょうか、側溝の断面が小さいと思うんですけれども、その辺のところは、こちらの方でも当然のことながら流量が耐えられるような形で計画をして整備を進めてまいりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

◆質問者 1 2

すいません時間が。結局水路の幅を広げても流れる先に水が流れていかないと結局その容量だけ溜まっても、結局、このような、先ほど言っているような大量の雨が降ると持ちこたえられないので、そういうところも配慮していただけることはできますか。

☆都市建設部

流末につきましては、大芝の区画整理、カスミさんとかある区画整理の中に大きな雨水管がございますので、そちらの方に流入をさせていくような計画ですので大丈夫でございます。

◆司会

以上でよろしいでしょうか。では、もうひとつどうぞ。

質問⑮ 高齢者が健康で過ごせるための施策について

◆質問者 13

〇〇といいます。後期高齢者福祉施設で色々説明いただきまして、費用とか、それから病気になった後の施策、それはわかりましたけれども、やっぱり皆さん健康に生きる為にはですね、その前の段階で、いかに皆さんが健康に生きるかというその施策が何も無いと思います。結局その為にはですね、人間はやっぱり健康に生きて、皆さんが長生きして、最後にはもちろん病気になってとかで亡くなるんですけども、やっぱりそのためには、運動をして、要するに肉体的ですね。運動をして健康に暮らすという話と、それからあと精神的、要するに皆さん段々少子高齢化で1人とか、1人で暮らす老人が増えて、そうすると、なかなか人と話す機会がなくなって、外にも出ていかないと。そうするとやはり痴呆症とか、そういうことの要因が増えるわけです。その為にその辺のところ、皆さんと毎日会話をするような環境作りとか、そういう中で肉体的、精神的な施策というものが非常に健康に暮らす為に重要になってくると思うんですよ。さっきもありましたけれども、スポーツ部に対する、スポーツ団体に対する補助とかそういうのありましたけれども、そういう面での何か施策、それも当然必要になってくると思うんですけども、その辺に対するお考えを伺いしたいと思います。

☆福祉部

はい。福祉部の渡邊です。ご質問にありました高齢者の方が健康で過ごせるように運動の機会というお話だったかと思うんですけど、今、市の方で市内全域で100歳体操というものを進めております。これは地区ごとやグループとかで、週何回か体操していただきまして、高齢者の皆さんに外に出て運動する機会を増やそうという活動をしておりますので、そちらの方をご利用いただければというように思います。また、市としてもPRしていきたいというように考えております。以上でございます。

◆質問者 13

なかなかそういう運動やっても個人個人が来ないと何も意味ないんですよ。だから、その辺が難しい所だと思います。一つですね、私は今、広域でテニスやっているんですけども、地域スポーツクラブ、あそこは睦沢何々スポーツクラブという格好でやっていて、

あそこのサッカー場、体育館、それからテニスがあるんですけど、土日なんか他から人を呼んできてすごいんですよ。もう非常に盛んです。だからうまくいっているなと思っていますけれども、茂原はある程度人口があるので非常にその辺は大変なんですけれども、睦沢は人口が少ないのである程度まとまって出来るのかなという意味では、非常にうまくいっているなと思いますけれども、やっぱり皆さんに呼びかける事だけでは上手くいかないのではないかなと思っています。

◆司会

いかがでしょうか。

☆福祉部

すいません。私ども情報を掴めておりませんでしたので、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

◆司会

以上でよろしいでしょうか。では市長さんよろしくお願ひいたします。

8. 市長総括

☆市長

長い時間ご苦労様でございます。色々ご意見を頂きましてありがとうございます。

特に救急医療に関しては、国県に更に要望してみたいと思っておりますが、先ほども言ったように、市町村が出来る範囲というのは限られておりまして、脳と心臓というのはこれはもう間違いなく救急を要する事案だと思っております。こういう事案が起きた場合、どうするかというのが今の最大のネックな訳でございます。先ほども話した通り、循環器病センターである程度フォロー出来ていたんです。これが、今先ほど申し上げた通り、三次で東千葉メディカルセンターを作ったために、あそこで手薄になったために、脳の方の関係を東千葉メディカルセンターにもっていっているということです。心臓はまだやっておりますので、心臓関係の対応は多分循環器病センターも一部出来ると思います。ただです、分散してしまうと結局今まで出来ていた、その一つのまとまりとして、要は何が必要かというところ、麻酔科が必要であり、それに担当する附属の看護師、整備、スタッフ全部揃えらるとものすごい人数になるわけです。そこに一挙に1カ所にするか、それが2カ所にするか、ましてや先ほどお話したように、千葉県600万人居る人口の割には、大学、医師を育てる大学は一つしかない。やっとならば国際医療福祉大学、成田の方に作りましたけれど、これはあくまでも国際福祉ということで、海外からも一部受け入れておりますので、これが全部地方の方に来るかというところ、そうともいえない。先週も行った時に10年経つので、約束通り地方に少し寄りしてくれるんですよと話をしましたら、いや、まだそこまでのい

っていませんと。こういう返事なので、もう圧倒的にマンパワーが足りないんですよ。これはもうずっとと言ってきているんですが、なんで足りないかといいますと、西高東低で西方にはやはり、かなり関西以西ですよ。もちろん医大多いです。わかります。四国 4 県あって 400 万人で 4 つ大学がある訳ですよ。国立が。いわゆる千葉大みたいなものが 4 つあって、九州の福岡県は 4 つあるわけですよ。500 万人で。千葉県は千葉大だけ 1 カ所で 600 万人ですよ。圧倒的にマンパワーが足りないし、これでどうやってやるのという話と同時に、16 年で医療制度が変わって、研修制度が無くなったために好き勝手に、医師は好きな所に行っているわけですよ、千葉大が。ほとんどの医師がこの千葉県に居ない。卒業しても半分以下は多分、100 何十人入れても 30 人から 40 人です。戻ってくるの。これがきちんとかう、県でテリトリー分けが出来ていけばいいです。先ほど言ったように、6 つの医療機関、二次の医療機関、長生病院。ここが二次を受けているのだから、そこに 1 人ずつでも寄こしてくれればいいです。これ絶対来ないんですよ。何故かという医師も選ぶ権利があるから。それから、もう少し複雑に話すと、昔みたいな総合医療やる医師というのが少なくなったんです。つまり専門分野ばかりの医師が育っているから、なかなかオールマイティーで医療をやるといっても出来ない。これが現状です。この間、東大の医学部の方と少し話したんですけど、その方から聞いても、やっぱり総合医療からすると千葉大は結構良いと言っているんですね。だから良いと言っている総合学科があるので、そこから本来であればもう少しくれてもいいかなと思うんですけどそれが来ないと。そんな事で全く医療スタッフ足りないです。申し訳ないですけど。これが現状です。開業医は出ています。菅原も。菅原、山之内、宍倉、それから、いくつもありますけれど君塚もありますけれど、これ、申し訳ないですけど、ある程度もう高齢になってきてしまっているんです。こんな事言ったら悪いですけど。宍倉、山之内にしても菅原にしても、菅原もう売っちゃいましたから。東葛地域の病院に。おひさまグループっていう医療法人が買っていますけれど。それで東葛地域からわざわざ先生が来ているんですよ。これなかなか難しい問題が沢山ありますが、それから宍倉の先生も高齢で、息子がやっておりますけれど、君塚も高齢、今一生懸命頑張ってるんですけど。皆、高齢なんですよ。高齢の病院が結構あります。あと、入ってきてフォローして息子さんたちが卒業して、戻って来てくれるかなと思ったらやっぱり一部のところ以外戻らないんですよ。皆さんの所もそうだと思うんですけど、1 回出たら戻らないでしょ。意外と。うちもそうですけれど。皆出て行ってしまって、そういうような医療でもそういう事が起きているのと、先ほど言ったように複雑化になっているのと、細分化されているから、そこから手を加えようと思うと出来ない。それともっと厄介なのは、麻酔科と普通の医療と別になってしまった。昔は麻酔をして、自分で手術やってという先生結構居たでしょ。それが今出来ないんです。麻酔科は麻酔科。外科として、脳外科をやる先生は先生、それ専門ですから。だから麻酔科が揃わないと、極端ですよ、三次の医療出来ないんですよ。つまり、東千葉メディカルセンターは、出来るかという麻酔科はおそらく難しいと思いますね。ですから 36

5日24時間多分フルで本当はやらなくてはいけない、けれど出来ないですよ。このような事で救急医療の問題は、非常に難解です。先ほどもお話ありましたけれど。私も知っている県議は、脳溢血になった時も、元々循環器病センターに通っていたので、即循環器病センターに運ばせました。運んで緊急オペでやってもらって、その時は東千葉メディカルセンターが開業する前でしたのでぎりぎり間に合って、県議を続行して、その後、辞めますという事になりましたけれど。このような事が実際にできる医師が今何人居るのという話ですよ。千葉県内に。これはなかなか難しいです。つまり1人でも出来ないし、よっぽど高度な医療ですので、その機械も必要になってきますし、それからスタッフも必要になってくると。これをやるための相対的な医療を千葉県ではなくて国が考えてくれないと。千葉県はアップアップですから。本当に正直言います。それで仕方ないので循環器、自治医科大から少し人を寄こしてくれないかということで、また緊急に要請しているんですけど、自治医科大もなかなか曲者になってきていまして、そうはこっちの言う通りにはくれないというのが現状です。圧倒的に医師の数が少ないんですね。それがやっぱり今の日本全体を覆っているボワっとした医療制度に繋がってきてしまっているというような事だと思います。ただ1点ですね、これから高齢化なので、茂原も高齢化率が34%過ぎておりますから、圧倒的に脳と心臓に来る患者が増えるはずなんですね。これをどうしようかなと思って相談はしております。何とかしてくれと。今出来るのは、いわゆる受けてくれる病院ですよ。ここは、そうは言っても土日居ないですよ。お医者さんも休みが欲しいから。土日に結構多いんですよ。緊急搬送されるケースが。ところが、行く場所がないので、皆困っちゃうと。それで何時間も待つと。消防もそうですけれど、ウェーティング体制にいかざるを得ないと。このような状況が続いております。ここはやっぱり国が考えてドーンとしたやつを1カ所に、脳と心臓ですよ。ポーンと何処かに作ってくれば。ただし、ただしですよ、相当お金かかりますから。これはもう負担は皆保険と別で取るというような、おそらく時代になってくのではないかなと思っております。でない今医療では無理ですね。皆保険でやっていたら絶対無理だと思うんです。非常に難しいです。福島孝徳先生が長柄に作って、今塩田になりましたけれど、脳外科のスペシャリストで世界から患者が来ていたんですね。あそこにも。ただ、その世界から来ているその患者というのも、やっぱりそれなりに費用を払うわけですよ。別で。保険効かないから。日本の場合は、まだ皆保険制度だから。よく福島先生が言っていたんですけど、ファーストクラス、ビジネスクラス、エコノミー、海外ではもうそうなってしまっているんですよ。高度の医療を求める為には、それなりのリスクが伴うのでお金を貰いますよと。そういうようなことは、やはりこの日本でも少しずつ来てしまわないかなというのが、今のところ少し抱えている個人的に思っているところです。やはりかなりそういうような方向でも持っていかないと、この問題はなかなか解決出来ないのかなと。相当お金かかっております。だから、今、心配しているんですよ。今日は〇〇さんも居るけど、悪いですけど、東金と九十九里で東千葉メディカルセンターをやっているんですよ。1市1町ですよ。本当に東千葉メディ

カルセンター、三次医療ですよ。出来ると思いますか。先ほど言ったように 24 時間 365 日フルですよ。絶対に僕は無理だと最初から言っているんですよ。でも、県がどうしてもやると言うから仕方なくて、それで循環器病センターから脳外科医を持って行っているんですよ。で、なお且つ足りないんですよ。大変ですよ、あれ。多分。年間何十億円は損ですよ。知らないうちにどんどん膨れていますから、大変だと思いますよ。あと県がどうやってバックアップするか分からないですよ。どこまで出来るかですよ。この間 30 億円か入れましたけれど、入れたけれど、そんなレベルの問題ではないですからね。先ほど言ったように相当お金かかるんですよ。やっぱり三次をやるということは。ものすごく莫大にお金かかるので、これをどのようにやるのかというのは本当に考えてくれないと難しいかなと思います。これはもう国県ですよ。国会議員は真剣にこの辺の話をしなきゃいけない。国防ですらあの状況ですから。少し心配していますが、やはり医療の今言ったようなところを、もう少し強くまた言っていきたいと思っておりますので、根気よくこれはやらないと。ただですね、人口が減っていると言いますけれど増えているんです。今、茂原市。昨年 440 人、今年ももうすでに 10 月までに 300 人位増えております。ただし、亡くなっている方も多いので。ですからよく言うのですけれど、自然増自然減、社会増社会減と言うのですが、自然増自然減でいうとマイナスです。そうですよね。亡くなっている方が月 100 人出ていて、生まれる方が 30 人 40 人でしょ。毎月 60 人ずつ減っていったら年間 700 人くらい減るわけですよ。いくら 440 人、外から転入転出で増えても、マイナスになってしまうんですよ。実際には増えているんです。これ亡くなる方は仕方ないですよ。だから、本当は増えているのに減っているような感じを受けるのは少し納得いかない所あるんですけど、これはやっぱり、申し訳ないですけど、努力の結果が増えているという事に繋がっているのかなとは思っております。色々なロケーションサービスとか、あるいは、ここは先ほどガスの話出ましたけれど、地盤沈下の 2 センチほど下がっていると、これは、ガスをくみ上げているからじゃないのと言うんですが、これも問題があるんです。やはり地震の後の地滑りとか、言われてしまうんですよ。ガスをくみ上げている、あるいは地下水をくみ上げているから減っているでしょうと。これを統計取って出ていますよと言われても、ガス会社は、いやそうではないでしょうと。地盤沈下問題研究会というのがあって、これ関係機関、県等でもやっているんですけど、この辺は難しいです。立証できないですよ。実際に。確かに河川は下がっております。私はこの河川の問題は散々ずっと、平成 25 年の時から頭にきているので。あの時も越水が起きて、八千代、それから長清水、それから緑町も含めて皆市役所に文句言ってきた訳ですよ。なだれ込んで来ましてね。市長室へ。びっくりしましたけれど、さすがに。市長の責任だから何とかしろよと。申し訳ないですけど、あれは二級河川で県の管理なんですよと言ったんですよ。事実そうですから。一宮川は。ですから茂原市で出来る話ではないですよと言っているにもかかわらず、また、起きましたから。元年に。それで県の方たちも含めて散々言いました。知事部局まで行って。これはもうとてもじゃないけれど納得いかない。それで、少なくとも 1

メートルかさ上げしてほしいと言ったんですよ。目に見える形で。でなお且つ逆ハの字の、今の一宮川の河川、幅が全然二級河川で狭過ぎてしまうから今の状況だと。ですから垂直に落としてほしいと。都市河川にしてほしいと。簡単に言うと。そうでもない限りは皆納得しないと行ったんですよ。市民は。そうしましたら何て言ったと思います。国の規定で言うところには出来ませんと。それで県の意向もあくまでも 50 センチぐらいが頭ですと。これは地盤沈下も含めた対処の仕方です。50 センチ止めてくれと言ったんですよ。ビニールでもう恥ずかし思いしているのだから、50 センチ同じようなものだから、もう少し上げて 1 メートルにしてほしいと。散々もう言ったんです。言ったんですけれど、良いと言わないです。それで良いと言わないから、もう 1 回、これで次オーバーフローしたら県の責任ですと。私は一切面倒みないよと言ってあります。二級河川、県の管理だから県がやるべき話だと。これ以上、立ち入り出来ないですよ。〇〇さん先ほど言いましたけれど、立ち入り出来ないんですよ。悪いですけど。それなら市でやりますと言ったんですよ。県が出来ない、そんなに嫌だったら市でやりますよと。1 メートル。仮設で道路、全部U字溝で塞いで砂入れて、杭打っていけば何億円もそんなにお金かかなくて出来ますから。一宮川河川やると言ったんですよ。それを認めてほしいと言ったら駄目だと言うわけです。言ったんですよ、はっきり。ですから、それをそんな事言われたら何にも出来ないじゃないですかと。ということで今の河川改修です。あれ 152 億円かかっているんですよ。あれで一応防げるということですから信用しております。一部。ただ、越水したらもう申し訳ないですけど、私の責任ではないですよ。国県の責任ですから。内水対策はきちんとやっております。色々と。橋のかさ上げも本来はもっとやる予定だったんです。ところがやはりなかなか認めないですよ。あれで十分だというような事があります。ご理解をいただければと思います。なかなか難しいですね。

それから草刈りとか空き家の問題ですが、これも出来る範囲内があって、入ってしまうと不法侵入とか、訴えられるケースもあったり、あるいは際も全部調べさせてやるのですが、代執行かけるためには、やはりその鑑定もやらないと合わないですよ。費用がかかるので。勝手に壊しちゃいましたと、それでそのお金をどうすると言ったら、土地を売った金から回収しようと思っておりますから、そうでもない限りは代執行はなかなかかけられない。余ほどの問題がない限りは。県や国でも代執行は結構難しいです。色々な議会関係とか、後々裁判で負けるケースもあってですね、これはやはり慎重にいかなくては行けないと言うのは今の状況かなと思っております。

あと、スポーツクラブの補助は後でまた検討するのではないかと思います。

先ほどの消防に関しては、消防の広域の管理者になっていきますので、救急搬送等は言っております。ただですね、今少し厄介なのはやはりコロナですので、消防も実を言うと隊員結構なってしまうんですよ。救急出勤が出来ない場合があるので、もうとにかく班を分けて動かせるように隊を組めということで今やらせておりますが、それとは別で、救急でウェーティングになるケースが多いということですのでけれども、おそらく色々なケースが

あると思うのですが、受け入れる側がやはり医師が居ないとか、スタッフが揃わないとか、医師は居てもスタッフが揃わないとか、このような事で、たまたまタイミングが合わなかったりとか、そういう場合は、ドクターヘリを呼べと言う話になっているのですけれど、これが夜間の場合、呼べないとか、こういった色々と絡むと今は厄介です。申し訳ないですけれど。消防には色々と指示は出して、それなりの近隣の受け入れる先は全部、ある程度、捕捉出来ているはずなので。土日はもう本当駄目なんです。申し訳ないですけれど。先ほどお話したように、やはり高齢化になってきているのが一つと、それからお医者さんも普通の病院なんですけれど、開業医の皆さん方もやっぱり日曜祝日を出来るだけ休みたいと言うのがあって、来年度から一宮地区が単独で休日当番医の輪番を組めなくなるため、年間通して長生郡市の休日当番医は3カ所が2カ所になってしまうと。それから産科が、山武長生夷隅、東金とか、茂原とか、いすみまで入りますけれど、産科の先生、病院が、おそらく東千葉メディカルセンターが一部やりますけれど、それ以外は、さんむ医療センターも一部あるのですが、これはメインではないです。茂原の2カ所です。育生と作永。それからいすみで、もりかわ医院がやっていたんですけれど、もりかわ医院はお産が駄目になりましたので、この4カ所なんです。産科。山武長生夷隅。結構縦長な医療圏なんですけれど。お産する場所が4カ所なんで大丈夫なのと言われますが、先ほどから人口減という話と高齢化という話をしましたけれども、つまりお産自体が少ないですよ。少ないです、圧倒的に。ですから産科を何処か持ってこようと思って、おそらく大網の市長がマニフェストで掲げたと思うのですが、これもう来なくなりました。来なくなったのはやはり茂原にまだ2つあるから。それから千葉に近くにあるからというような感じかなと思っております。それと今話したように少子化なんです。これ最大の問題です。少子化。最大のこの少子化問題を何とか国がもう少しきちんとしてくれないと、お産する場所も無くなってくると思います。もう茂原の2つもぎりぎり、何度も頭下げてやってもらっております。育生も作永も、もう辞めたいんです。両方とも辞めたがっておりますけれど、無くなってしまうと困るので。無くなってしまうと本当に無いですよ。成東からずっと下に降りてきて東金から大網から茂原から。そうすると何処からか来るでしょうけれど、そのくらい産科も深刻です。それと小児科も。まだぼつぼつありますけれども、結構難しくなっております。産科は茂原12カ所あったんですけれど、無くなった訳を色々なところで話しますけれど争訴です。産科の問題は訴訟さえきちんとある程度方向付けを国が出してくれない限りは私はもう絶対増えていかないなど。

あと脳ドックと心臓の助成金。これ結構際どいですね。75歳と74歳とですよ。これ本当に何とかしてくれた方が良いですよ。後でまたその辺はお話しますけれども。今日も本当は50人ですよ。予定しておりましたのが、51人来たらどうするのという話しをしていたんですよ。帰すのか、それとも枠を別に設けるのかと。ラインと言うのは非常にナーバスです。色々な問題が起きます。全然関係ない話ですけれど。そのような事をやはりある程度、視野に入れて対応しなくてははいけないかなと。今後も良く言っておきますので。す

みません。私の管理不行き届きが多々あると思いますけれどもお許し願いたいと思います。

そんなところでよろしいですかね。

今日は本当ありがとうございました。長々と。また、司会進行ありがとうございました。

お世話になりました。

◆司会

どうもありがとうございました。最後に事務局から皆さんに報告することがあればお願いいたします。

☆事務局

皆さま方、お疲れ様でございました。本日は貴重なご意見、誠にありがとうございました。残念ながらですね、本日も発言が出来なかった方いらっしゃると思います。「市長への手紙」というものをですね、本会場の出口、それからですね、各公共施設に用意してございますので、ご利用いただければと思います。また、アンケートを配布させていただいておりますので、ご意見ご記入いただきましてお帰りの際に提出していただければと思います。よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

◆司会

はい、ありがとうございました。皆さまのご協力により滞りなく、議事進行ができましたこと、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上で議事進行役を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

9. 閉会

☆事務局

宮本様、松本様、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、「市長と話し合う会」を終了させていただきます。皆さまお気をつけてお帰りください。本日は誠にありがとうございました。

— 了 —